

会津若松まちなか案内所 広場活用 規約・ルール

1. 広場の目的と運用方針

本広場は、居心地よく時間を過ごせる場所、地域の交流や多様な市民活動の場所として活用することを目的とします。

イベント、展示、マルシェなど様々な用途で利用可能ですが、周辺の住環境に配慮した運用を行います。

2. 利用時間と区分

1. 利用時間：9:00～19:00（準備・撤収を含む）
2. 早朝・夜間利用：19:00～翌 9:00 については、早朝集会や夜間イベント等で必要な場合、事前相談により認める場合があります。
3. 利用区分：
 - (1) 平日（祝日を除く）
 - (2) 休日（土日祝日）

3. 利用料

1. 広場利用（営利・販売・PR 等）

出店種別	土日祝	平日	備考
キッチンカー	6,000 円／日	4,000 円／日	広場のみ。飲食販売可。
飲食テント	6,000 円／日	4,000 円／日	広場のみ。飲食販売可。
農作物・クラフト等	2,000 円／日	1,000 円／日	広場のみ。物販・PR 可。

2. 芝生・ステージ利用（営利・体験系）

利用内容	土日祝	平日	備考
芝生利用（体操・ヨガ・空手など）	2,000 円／時間	1,000 円／時間	芝生：体験・ワークショップ利用に限る。
ステージ（ダンス・演奏など）	2,000 円／時間	1,000 円／時間	ステージ：ダンスや演奏など体験や発表利用に限る。

3. 非営利利用（地域活動・展示・周知など）

広場：1,000 円／時間 芝生・ステージ：500 円／時間

※ 非営利利用とは、販売・物販・広告を伴わない活動に限ります。

※ 非営利利用に該当するか否かの判断は、申請内容に基づき、広場運営者が事前相談のうえ判断します。

※ 本規約では、営利・非営利を問わず広場利用者を「出店者」と表記します。

4. 割引制度

市内商店街組織の会員、会津若松商工会議所の会員、起業塾など創業施策利用者、会津若松商工会議所において創業・起業に関する相談を行い事業計画策定サポートを受けた者は、営利利用料金を5割引とします（非営利利用は割引対象外）。

割引を希望する場合は、所属団体名を申請書に記載のうえ、証明書類（会員証・支払済通知・紹介状等）を添付してください。

4. 出店者の制限（運営試用期間中）

試用期間中は、出店対象を以下に限定します。

1. 市内商店街の会員
2. 会津若松商工会議所の会員
3. 市、教育委員会、地域包括支援センター等の公的機関
4. 市内でのマルシェ等に出店実績がある者
5. 商工会議所等の創業施策利用者

※ 証明書類の提出が必要です。

※ 上記に該当しない場合であっても、公共性や地域性の高い実証実験等については、広場運営者と協議のうえ、例外的に出店を認めることがあります。

※ 以下の場合には出店を認めません：

- ・ 事前申請や登録をせず当日飛び込みで営業する屋台形式の出店
- ・ 広場運営者の管理外で利用料を支払わずに営業する出店
- ・ 呼び込み、過度な装飾、無許可の景品付きゲーム（射的・くじ等）

違反が確認された場合、広場運営者またはイベント主催者の判断により即時退出を求めます。重大な違反の場合、以後の出店を制限します。

5. 出店要件

1. 同一名義または実質的に同一と判断される複数出店は禁止します。
2. 出店ブースのサイズ上限：テント 250cm×250cm、キッチンカー 全長 550cm。
※ 原則サイズを超える利用希望がある場合は、事前にご相談ください。
3. 出店者は保健所・消防等の必要許可を取得済または取得予定であること。
4. 出店内容は申請書にて報告し、広場運営者またはイベント主催者の承認をもって確定します。

6. 水道・電気利用

電気・水道が必要な場合は、原則として出店者が自前で準備してください（発電機・ポータブルバッテリー・ポリタンク等）。

7. 備品・設備

1. 備品の貸出は行いません。貸出が必要な場合は別途ご相談ください（別途料金が発生します）。
 2. テント・机・イス・音響・ゴミ等は出店者が準備・撤去してください。
 3. 使用可能備品：自立型テント、簡易机・椅子、ポータブル電源など
使用不可：直火コンロ、大音量スピーカー等
 4. 音響を使用する場合は事前申請が必要です。
-

8. 予約・申請方法

- 受付期間：利用希望日の1か月前から3日前まで
 - 申請方法：オンラインフォーム・メール・窓口
 - 必要書類：「施設使用申請書兼同意書」
 - 保健所・消防の許可が必要な場合：利用日の8日前までに写しを提出
 - 利用確定：運営者による承認後
-

9. 利用料の支払い・キャンセル

- 支払方法：当日現金または事前振込
- キャンセル料：

取消日	キャンセル料
8日前まで	無料
2日～7日前	50%
前日、当日または無連絡	100%

※ 台風・大雨警報等の災害級気象の場合はキャンセル料を免除する場合があります。

※ 原則として申請者の判断責任としますが、必要に応じて広場運営者と協議のうえ決定してください。

10. 注意事項・禁止事項

- ゴミはすべて持ち帰り
- 利用後は原状回復（破損等は実費請求）
- 禁止行為：
 1. 火気・直火使用（調理火器は申請制）
 2. 無届利用、政治・宗教活動、公序良俗に反する行為
 3. 大音量による迷惑行為

4. 敷地内喫煙
 5. 危険物持込、キャンプ、宿泊、ドローン使用
 6. 神明通り側からの車両進入
 7. 広場区画外での利用
 8. 無許可の景品付きゲーム（射的・くじ等）
-

11. 利用終了時

- 主催者立ち会いのもと原状回復・最終確認
 - 備品・廃材・ゴミ等を残置した場合、実費請求および次回以降の利用制限あり
-

12. その他

- 本ルールは予告なく変更する場合があります
- 不明点は広場運営者にお問い合わせください

会津若松まちなか案内所 広場活用 規約・ルール（イベント開催時・主催者向け特則）

本規約は、通常の「広場活用規約・ルール」に加え、イベントとして広場を利用する場合に適用される特則です。

主催者は広場利用全体の責任者として、出店者及び来場者に対して管理責任を負います。

1. 主催者責任・利用申請について

(1) 利用申請者及び利用料の支払い責任者

- ・ イベント全体の利用申請者・料金支払者は主催者とします（窓口一本化）。
- ・ 主催者名義による事前承認制とし、申請は必ずイベント全体の責任者名義で行ってください。

(2) 利用予約について

- ・ 広場利用の予約申請は、原則として利用希望日の3か月前から受付します。
- ・ 1主催者につき、原則1イベント（1日分）のみ予約可能です。
- ・ 以下の条件を満たすイベントについては、最大6か月前から仮予約を認めます。

【6か月前予約の条件（一例）】

- ・ 地域振興や公共性の高い行事（行政・公的団体、商店街等が関与）
- ・ 集客規模が大きく、事前の広報・チラシ作成が必要なイベント
- ・ 複数団体の連携による調整が必要な催事
- ・ 定期開催されている地域イベント（前年実績あり）

※ 仮予約は開催3か月前までに本申請（必要書類提出）をもって確定します。

※ 仮押さえのみで長期間申請がない場合、他の利用申請が入った際には優先順位を調整することがあります。

※ 公的機関による実証実験等については複数日予約を認める場合があります。

(3) 利用時間

- ・ 9:00～19:00（準備・片付けを含む）
- ・ イベント開催時は準備のため当日7:00から、または前日の利用を認める場合があります。
- ・ 19:00～翌9:00の早朝・夜間利用は事前相談により認める場合があります。

(4) 利用料の支払い

- ・ イベント実施当日現金払い、または事前の銀行振込とします。

2. イベント時利用料（案内所広場）

区分	民間主催	行政・商店街共催	備考
Aエリア 芝生・ステージ含む	40,000 円／日	30,000 円／日	キッチンカー・飲食等の出店可

B エリア	30,000 円／日	20,000 円／日	キッチンカー・飲食等の出店可
A+B セット	70,000 円／日	50,000 円／日	主催者が広場全体を利用する場合

※ 利用料は 1 日単位（9:00～19:00、準備・片付け含む）。

※ 行政・商店街共催イベントは、地域振興・公共性を考慮した特別料金を適用します。

※ 芝生・ステージ部分は体験・ワークショップ・演奏利用に限ります。

3. 出店者管理

(1) 出店者は主催者が責任を持って事前に把握・選定・指導してください。

※ 保健所許可、防火許可等を含みます。

(2) 主催者は、出店者の連絡先・業種・販売内容を把握してください。

(3) 広場運営者は出店者へ直接対応しません。

(4) 出店数は安全確保・導線・避難スペースを考慮し、主催者が配置レイアウト図を作成・提出してください。

※ 出店上限数はレイアウト状況により調整します。

4. 出店禁止要件

以下に該当する出店を認めません。

- ・ 事前登録・申請なく当日飛び込みで営業する屋台
- ・ 主催者管理外で場所料を支払わずに営業する出店
- ・ 的屋的な装飾・過度な呼び込み・無許可の景品付きゲーム（射的・くじ等）

違反が確認された場合、主催者は直ちに営業を中止させる責任を負います。

重大な違反の場合、次回以降の利用をお断りする場合があります。

5. 電気・水道利用

- ・ 電気・水道は原則として出店者が自前で準備してください。
（発電機・ポータブルバッテリー・ポリタンク等）
- ・ 使用時は安全性・静音性に十分配慮してください。

6. その他の遵守事項

- ・ ゴミは出店者が持ち帰り・分別処理を徹底してください。
- ・ 火気使用は事前申請制（カセットコンロ等も含む）。
- ・ 音響使用は広場運営者の許可制です。

7. 利用終了時

- 主催者立ち会いのもと原状回復・最終確認を行ってください。
 - 備品・廃材・ゴミ等を残置した場合は実費請求します。
 - 次回以降の利用制限を行う場合があります。
-

8. 主催者の提出書類

主催者は以下の書類を提出してください（原則、開催 8 日前まで）。

- イベント全体レイアウト図
- 出店者一覧（業種・連絡先・販売内容）
- 火気使用の有無リスト
- 音響使用申請書
- 緊急時連絡体制表
- 飲食・火気使用等で保健所・消防の許可が必要な出店者については、主催者が取りまとめて写しを一括提出

※ 未提出または不備がある場合、出店をお断りすることがあります。その際はキャンセルポリシー（8 日前まで無料／7 日前以降有料）を適用します。

9. その他

- 本ルールは必要に応じて変更される場合があります。
- 不明点は広場運営者へ事前にご相談ください。

【広場俯瞰図】

